

○みよし市教育委員会褒賞規程

平成4年4月1日

改正 平成18年2月1日

平成18年4月1日

平成19年4月1日

平成20年4月1日

平成22年1月4日

平成25年1月4日

平成28年4月1日

令和5年3月23日教委規程第2号

注 令和5年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規程は、みよし市教育関係の個人及び団体で、その功績の顕著なものに対する褒賞に関し、必要な事項を定めるものとする。

(褒賞の範囲)

第2条 褒賞は、次に掲げるものについてみよし市教育委員会(以下「教育委員会」という。)がこれを行う。

- (1) 教育上、有益な活動・調査・研究をしたもの
- (2) 教育上、発明発見又は工夫考案をしたもの
- (3) 児童生徒の他の模範とするに足りる行為があったもの
- (4) その他褒賞に値すると認めるもの

(褒賞の種類)

第3条 褒賞の種類は、次の各号とし、記念品の授与も併せて行うことができるものとする。

(1) 感謝状

功労の著しい者に対して教育委員会がこれを授与する。

(2) 皆勤賞

小学校6年間及び小中学校9年間皆勤した児童生徒に対して教育委員会がこれを授与する。

(3) 賞状

教育、芸術文化又は体育等に関する県規模以上の権威ある大会等において、最高賞を受けた者及びこれに相当する功績顕著な者に対して教育委員会がこれを授与する。

(褒賞の方法)

第4条 褒賞は年1回行う。ただし、事情により臨時に行うことができる。

2 被褒賞者が死亡したときは、追賞するものとする。

(褒賞該当者の内申)

第5条 第2条の規定に該当すると認められるものがあるときは、教育委員会の所管に属する課等の長は、教育褒賞調書（個人にあつては様式第1号、団体にあつては様式第2号）をその都度、これを教育長へ内申するものとする。

(選考委員会)

第6条 被褒賞者の選考については、教育委員会褒賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設け、これを選考する。

(構成)

第7条 選考委員会は、次の委員長及び委員をもって構成する。

- (1) 委員長 教育長
- (2) 委員 教育部長
- (3) 委員 教育部参事
- (4) 委員 教育部次長
- (5) 委員 教育部副参事

(令5教委規程2・一部改正)

(報告)

第8条 委員長は、選考委員会の選考結果を教育委員会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 選考委員会の庶務は、教育部学校教育課で行う。

(令5教委規程2・一部改正)

(委任)

第10条 この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月1日）

この規程は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年1月4日）

この規程は、平成22年1月4日から施行する。

附 則（平成25年1月4日）

この規程は、平成25年1月4日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日教委規程第2号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

